

# 鈴鹿市内で大規模な行為を行う場合は、景観法に基づく届出を行う前に条例に基づく事前相談が必要です。

鈴鹿市は、良好な景観づくりを進めるため、平成 21 年 1 月 1 日に景観行政団体になり、平成 23 年 1 月 1 日から「鈴鹿市景観計画」の運用を開始しました。今回、景観を取り巻く環境の変化に対応するために景観計画の改定を行い、令和 6 年 4 月 1 日から運用を開始します。

鈴鹿市内で下記(届出対象行為)のような景観に影響を与える大規模な行為を行う場合は、事前に景観法に基づく届出が必要です。届出の受理の日から原則 30 日間(最大 90 日間)は行為に着手できませんが、着手できない期間を短縮できる場合があります。

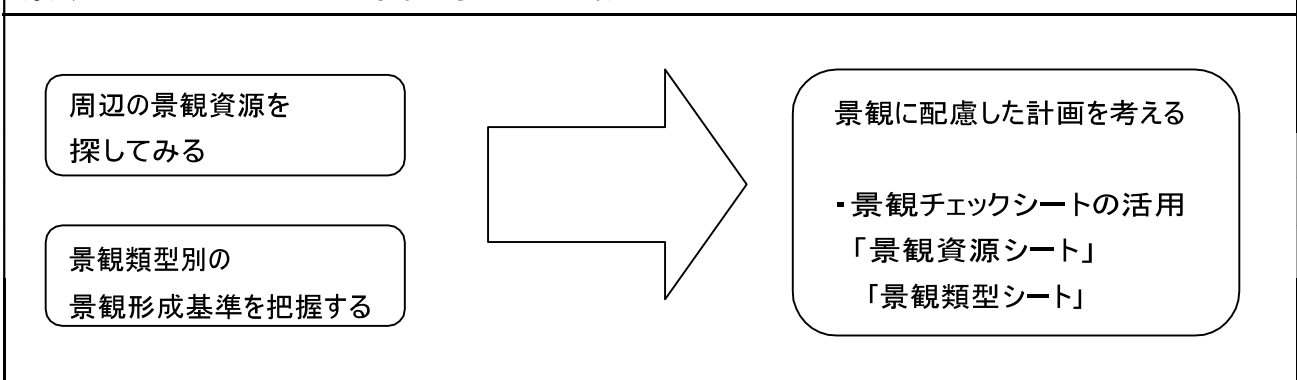
また、鈴鹿市景観づくり条例に基づく事前相談が計画段階で必要となりますので、お問い合わせください。

※地区別景観づくり計画による届出対象行為の範囲や景観形成基準とは違いがありますので、ご注意ください。

届出対象行為				
(1) 対象行為	① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	③ 土地の開墾その他の土地の形質の変更 ④ 木竹の伐採(※) ⑤ 土石の採取及び鉱物の掘採	⑥ 屋外における物件の堆積
(2) 届出対象規模	高さ 10m 超 又は 建築面積 1,000 m <sup>2</sup> 超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突、鉄柱・木柱、アンテナ、装飾塔、高架水槽、遊戯施設等： 高さ 10m 超</li> <li>・電線路用の鉄柱等： 高さ 30m 超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁等：高さ 5m 超 かつ 長さ 10m 超</li> <li>・アスファルトプラント、自動車車庫、処理施設等：高さ 10m 超 又は 建築面積 1,000 m<sup>2</sup> 超</li> </ul>	行為に係る土地の面積 1,000 m <sup>2</sup> 超 又は 行為に伴い生ずる擁壁・法面が高さ 5m 超 かつ 長さ 10m 超  行為に係る土地の面積 1,000 m <sup>2</sup> 超 又は 高さ 5m 超

※木竹の伐採は、令和 6 年 10 月 1 日以降に届出対象行為になります。

## 景観に配慮した届出対象行為の計画・設計の進め方



計画段階事前相談

事前相談申出書の提出  
【計画段階】

『事前相談時の必要図書』を  
2部提出してください。

必要に応じて意見聴取

- 景観審議会(審査部会)
- 景観形成協議会(協議会設立の場合)
- その他市長が認めた団体

配慮事項の通知

市として配慮していただきたい内容など  
配慮事項を書面で通知します。

相談

配慮事項回答書の提出

追加資料がある場合

計画段階における事前相談の相談事項

- ・ 建築物及び緑地の配置、ボリューム等について必要に応じてこれらの修正が可能な計画段階で良好な景観形成の観点から相談を実施します。
- ・ 地域特性を考慮し、どのような景観上の配慮をして計画することが望ましいか、市と相談します。

設計段階事前相談

追加資料の提出【随時】

2部提出してください。

必要に応じて意見聴取

- 景観審議会(審査部会)
- 景観形成協議会(協議会設立の場合)
- その他市長が認めた団体

配慮事項の通知

市として配慮していただきたい内容など  
配慮事項を書面で通知します。

相談

配慮事項回答書の提出

設計段階における事前相談の相談事項

- ・ 計画段階の事前相談に引き続き、建築物の意匠、色彩、外構等について、必要に応じて、これらの修正が可能な設計段階で良好な景観形成の観点から相談を実施します。

◆ 『事前相談時の必要図書』

事前相談時の必要図書	建築物 工作物	土地の形質 の変更 木竹の伐採	物件の堆積
鈴鹿市景観計画区域内における 行為の事前相談申出書(第5号様式)	○ 別紙1、2	○ 別紙3	○ 別紙3
委任状 ※届出者以外が手続を行う場合	○	○	○
景観チェックシート (景観資源シート+景観類型シート)	○	○	○
付近見取図	○	○	○
配置図	○		○
立面図	○		
現況写真	○	○	○
現況図		○	
土地利用計画図		○	
断面図(※必要な場合に限る)		○	

◆ 計画段階において、『事前相談時の必要図書』が揃わない場合又は提出した図書の内容に変更がある場合は、設計段階において当該図書を提出することができます。

事前相談終了

事前相談終了通知書の交付

◆ 全ての『事前相談時の必要図書』が揃わない場合は、事前相談終了通知書を交付することができません。

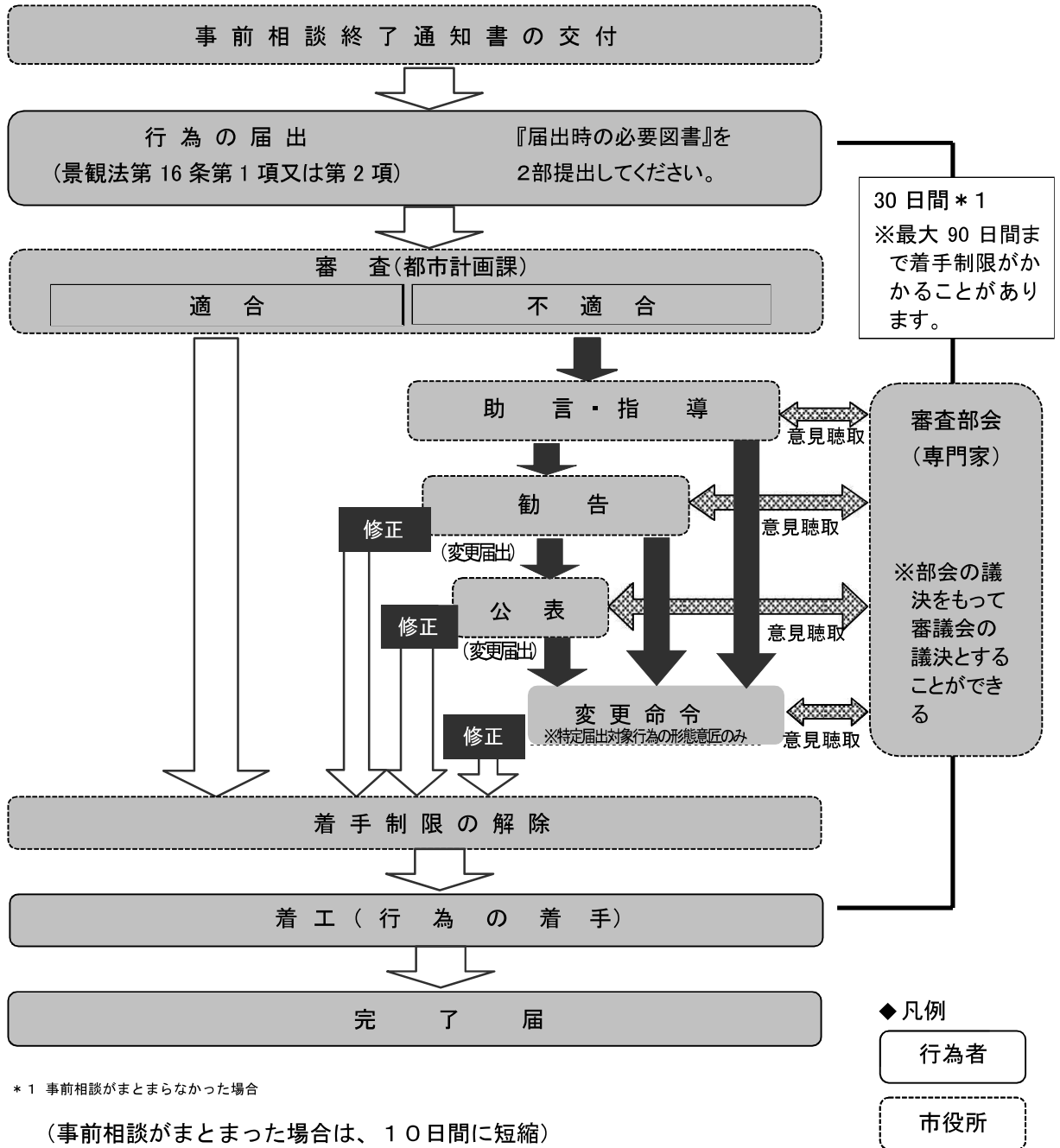
◆ 凡例

行為者

市役所

事前相談申出書の提出から事前相談終了通知書の交付までの標準処理期間を60日間とします。  
※ただし、規模によって異なることがあります。

## 景観法に基づく届出の流れ



### 『届出時の必要図書』

- ・鈴鹿市景観計画区域内における行為の届出書(第1号様式の3)及び対象となる別紙
- ・事前相談終了通知書(第5号様式の3)

※事前相談がまとまらなかったときは、『事前相談時の必要図書』(申出書を除く。)が必要となります。

### 問い合わせ先

都市整備部 都市計画課 計画・景観グループ TEL:059-382-9063 FAX:059-384-3938

E-mail : [toshikekaku@city.suzuka.lg.jp](mailto:toshikekaku@city.suzuka.lg.jp)

ウェブサイト : <http://www.city.suzuka.lg.jp/gyosei/plan/keikan/index.html>